

令和6年度の事業計画書

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

NPO 法人国東半島おいしいものづくり倶楽部

1 事業実施の方針

3年以上に及んだ新型コロナウイルス感染症パンデミックは、国内では昨年5月に5類感染症へと変更、本年4月以降にワクチン接種が原則自己負担となるなど通常の感染症対策となり、以前の社会に戻ってきました。一方、国外ではウクライナ戦争とパレスチナ・イスラエル戦争で世界情勢は不安定となり、この影響で燃油や資材が高騰するなど先が見通せない厳しい社会経済となっています。

また、国内の人口減少は歯止めがかからず、農業・農村を取り巻く環境は高齢化と担い手不足と一層厳しさを増しています。農業・農村の基本法である「食料・農業・農村基本法」の見直しの法案は、本通常国会で審議されています。

このような状況の中、本倶楽部は、「いのち」を育む食をつくりだす農業を踏まえ、しっかり足が地に付いた農山村地域振興の活動を基本に、国東半島地域を中心に生産される農林産物等のブランド化、消費地と生産地との相互理解と地域の人材育成、首都圏での消費宣伝活動及び消費地の少年スポーツクラブ活動の取り組みの継続を図っていきます。

また、本年11月21日・22日に大分県で開催される（一財）都市農山漁村交流活性化機構主催の全国農林水産物直売サミットを活かして「地域資源の活用」をテーマに地元直売所と連携した取組を行います。併せて、県内の地産地消活動の中心的役割を担いつつある各地域の拠点直売所を構成員とした昨年12月13日に設立した大分県農林水産物直売所ネットワークの活動支援と県内若手農業経営者ネットワークの活動に協力します。

なお、本倶楽部がNPO法人となって5年目であり、首都圏で消費宣伝の拠点となっているフラッグショップの有り様をはじめ今後の活動について、日頃から連携している関係機関と相談し、倶楽部存続も含め検討します。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
農林産物等のブランド化事業	首都圏での農林産物評価とPR活動によるブランド化	令和6年10月 首都圏玉川田園調布 10人	国東半島地域 20人 消費地 100人	1,016
	国東市内直売所からのブランド情報発信	令和6年11月 国見町・国東町・武蔵町・安岐町 20人	国東市内・県内外 1,000人	200

人材育成事業	世田谷区奥沢・玉川田園調布地域での生産地PR	令和6年10月 玉川田園調布・奥沢 2人	奥沢・玉川田園 調布 10人	40
消費地と生産地との交流事業	首都圏地域少年スポーツクラブとの地域間交流	令和6年11月 首都圏玉川田園調布 10人	国見町・玉川田 園調布 100人	50

(備考)

- 1 設立当初の事業年度の事業計画書及び翌事業年度の事業計画書は、それぞれ別葉として作成する。
- 2 2は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 3 2(2)には、定款上、「その他の事業」に関する事項を定めているものの、設立当初の事業年度にその他の事業を実施する予定がない場合、「実施予定なし」と記載する。